

鈴鹿市スポーツ協会強化育成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する競技団体が行う強化育成事業に要する経費に対し、事業費の一部を交付することにより、競技団体に所属する選手の競技力の向上を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第2条 この要綱における交付金の交付対象者は、本会に加盟する競技団体とする。

2 交付対象事業は、競技団体が選手の競技力向上を目的として行う実技教室、講習会、研修会等とする。ただし、大会、競技会は対象外とする。

3 交付対象経費は、諸謝金、旅費（市外から招いた講師の実費旅費、宿泊費を含む）、会場使用料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費その他事業の実施に直接必要な経費とする。

（交付金の額）

第3条 1事業当たりの交付金額は、交付対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。

2 1競技団体が複数の事業を行う場合、1競技団体当たりの限度額は、20万円とする。

3 本会代表理事は、予算の範囲内において、前2項の交付金を交付する。

（交付申請）

第4条 交付金の交付を受けようとする競技団体は、強化育成事業交付金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、本会代表理事に提出しなければならない。

（1）強化育成事業計画書（第2号様式）。

（2）強化育成事業収支予算書（第3号様式）

（3）当該年度の競技団体の総会資料（収支予算書、事業計画書。ただし、当該年度の総会が未開催の場合は、収支予算書（案）、事業計画書（案）とし、総会終了後速やかに、収支予算書、事業計画書を提出するものとする。）

（4）その他本会代表理事が必要と認める書類

（申請期間）

第5条 交付金の交付申請期間は、毎年度、本会総会終了後から事務局が指定した日までとする。

（交付の決定）

第6条 本会代表理事は、申請書を受理したときは、本会定款第39条の規定に基づく競技力向上委員会に諮ってその内容を審査し、適当と認めた場合は、交付しようとする事業及び交付金の額を決定し、申請者に強化育成事業交付金決定通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第7条 交付金の交付を受けた競技団体は、事業終了後30日以内に、強化育成事業実施報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、本会代表理事に提出しなければならない。

- (1) 強化育成事業実施書（第6号様式）
- (2) 強化育成事業収支決算書（第7号様式）
- (3) 強化育成事業参加者名簿（第8号様式）
- (4) その他本会代表理事が必要と認める書類

（交付金の清算）

第8条 交付金の交付を受けた競技団体は、第3条第1項の規定に基づいて決算額から算出して得た交付金額と交付を受けた交付金額とを比較し、決算額から算出して得た交付金額が交付を受けた交付金額を下回った場合はその差額を清算するものとし、前条で規定する期間内に、強化育成事業交付金清算書（第9号様式）に差額分を添えて、本会代表理事に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。